

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情

〔願意〕

庁舎内において、議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も56にのぼります。船橋市議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の3項目を、ハラスメントから職員を守るという観点で強く要望しますので、実施願いたい。

記

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、「庁舎内での営業禁止の原則」「政治的中立性への配慮」「各自治体の調査結果により、ハラスメントを生じさせる可能性が高いこと」等から、庁舎内においては原則禁止を確認してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象であること」もしくは「許可の対象とすること」を行政と確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、もし議員が庁舎内で政党機関紙勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請するようにしてください。
- ③ 「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

〔理由〕

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会62か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されました。千葉県では習志野市、千葉市が採択されています。（資料1）

「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査を19以上の自治体で行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多

くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けているのです。（資料2）

千葉県調査においては、千葉市で令和2年に「政党機関紙のアンケート調査」が行われ、69%（377人）の職員が強制と感じているとの実態が明らかになっており、今回は再調査して実態を再度確認する陳情が採択されております。また、2024年5月には我孫子市で調査が行われ、7割（58人）が心理的圧力を感じている実態がありました。

さらに最近柏市が大規模なハラスメント調査を実施した結果、「政党機関紙のパワハラ勧誘被害（7人）」が明らかになり、かつ、勧誘行為が庁舎管理規則に違反していたため、「柏市議会ハラスメント防止条例」の成立と共に、改善へと大きく舵をきりました。

私どもは「パワハラから職員を守る千葉県民の会」として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」を出して自粛を求めていましたが、船橋市議会においては、6月議会では不採択でしたので、調査をしておりません。これでは「議員から職員のハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状です

厚生労働省が示すパワハラ定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24付け）の記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料1参照）

議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、大きな家庭での経済的負担にもなっています。（資料2参照 職員アンケート「自由記述欄」の寄せられた意見）